

「トンボ池等湿地環境再生検討会」規約

（趣旨）

第1条 本会は、「トンボ池等湿地環境再生検討会」（以下「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

（目的）

第2条 トンボ池等の湿地環境の再生のために環境悪化の原因となっている様々な要因に対して、環境の改善を進める必要がある。このため、トンボ池等の自然再生のために市民、行政、及び学識経験者が協働して対策を検討し再生の実現を図ることを目的にする。

（検討会の内容）

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- 1）調査計画
- 2）緊急避難的な観点からの対策
- 3）長期的な観点からの対策
- 4）維持管理
- 5）市民・NPO等と連携した保全の取り組み
- 6）その他関連する事項

（構成）

第4条 検討会は、座長、委員をもって組織するものとし、別表に定めるものをもって構成する。

2. 座長は委員の互選により選任され、会議を総括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
3. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席を求めることができる。

（情報公開）

第5条 検討会は原則公開とし、検討会の資料等は事務局により公開する。ただし、貴重種に係わる情報及び個人情報については非公開とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曽川上流河川事務所及び笠松町に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定めるものとする。

2. この規約改正については、検討会において定めるものとする。

附則

（施行期間）

この規約は、平成21年6月22日から施行する。